時事新報

第二千八百三十五號
明治廿三年十一月十一日火曜日（丙申）
舊曆庚寅九月廿九日
日 出午前六時十四分 入午後四時三十六分
月 出午前四時二十九分 入午後四時零分
滿潮 午前四時二十五分 午後四時四十四分
（西曆一千八百九十年）

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セス其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓

○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日幷に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

時事新報

地方團體

數年來我國民の政治思想は過度に發達して各地方とも殆んど政熱流行の勢をなし苟も鄕黨に面目を保たんとすれば主として政論を唱へ政事に奔走せざる可らざるの有樣なりしより老壯貧富賢不肖を問はず所在相和して政界の運動に力を盡し此所に一團、彼所に一體、主義により臭味により又情實により無數の團體を結合し互に優劣を競ふて周旋したる其運動は花々しきものにて區々たる地方の團體も能く天下の耳目を聳動せしむる程なりしが要するに其目的とする所は國會の議場に勢力を及ぼさんが爲め代議士の撰出を爭ふに在りしことなれば今日は既に撰擧の段落を結了して團體の方針も一變すべきの時機となれり

地方の各團體が是れまで政事上に運動したる實迹を回顧すれば或る點に於て多少の効能なきに非ざりしかども其分裂競爭によりて地方の懇親を妨げたると政熱上騰の爲めに產業敎育等の實利に遠ざかりたるとは全國を概して一般の弊害たりしが如し蓋し中央政治の宜しきを得ると否とは國家の大計に關するのみならず各個の私にも其影響を被むること淺からざれば之が得失を吟味するに怠らざる可きは勿論殊に政體一新の初歩に於ける場合なれば充分の熱心も然るべき所なれども之と同時に又熱心の弊に罹り黨派の爭論より遂に怨讐相結び鄙激小民にまで推及びて隣保親睦の好みを傷くるに至ては陽和駘蕩の天地をして殊更に荒涼蕭殺の秋に向はしむるの姿にして抑も亦自治の精神に背くものなり何れの國にても黨派あれば爰に競爭あり競爭あれば從て不快の事情を見ることなれども能く其極端の弊に陷らざる者は事畢ると共に其心事を一轉して漸く平生の穩和に歸復するが故のみ夙に急激を以て聞えたる佛國の學者某氏が經國の要義を自由、平等、友親と定めて共懇親を捨ること能はざりしが如き亦以て人心嚮の極點たるを知るに足るべし然るに曩に演じたる我國各地方の爭を見れば甚だ不吉の現象にして反目嫉視の情は今猶は事に觸れ物に當りて現はるゝといふ點に政治上より之を觀察するも既に不得策の限りなれば地方團體今後の方針は先づ第一に怨仇互に打ち忘れ鬪爭の一變を留として公衆の調和を謀り靜和の昔に立歸ること何よりの急要なる可し又政熱上騰の爲め產業敎育等の實功に遠ざかりたるは前條にも勝るべき弊害にして彼の黨爭の燒點たる名望權勢の如きは忠實なる政事家の敢て求めざる所にして產業敎育等立國の大本を養ふこそ眞に國政を利するものと云ふべけれ況んや中央政治に關する競爭を以て移して地方の公益を妨るが如きは誠に意外の沙汰と云はざるを得ず地方の公益事業は自から地方の特別にして各々町村の利益を進め郡縣の利益を進め延いて一國の利益を進むべき等なるに右の順序を逆にして國政上の競爭より郡縣町村の公益を害するに至ては實に悲しむべき誤謬にこそあれ奈何せん既往は追へども歸らず殊に地方人士が盡力の目的たりし撰擧の一事も早や濟み果てたることなれば是れより共趣向を一新して前日の誤謬を正し地方公益の先達となりて政治思想を誘導發揮したると同樣產業の思想に熱を加ふるに至らば事に首尾あり本末ありて團體の團體たる所以こゝに始めて全きを得べし、不幸にして若しも然らず今後も猶中央政治家の離合策略に伴はれて其集散に心を傾けて常に動搖を受くるの有樣にては政狂ますゝゝ狂して殆んど底止する所なく其結果云ふに忍びざる可きのみならず前に述べたる地方の懇親も亦遂に望なきことゝなるべし即ち地方團體の方向を公益事業に轉ずるの一事は團體の趣意を貫くの最良方便なる上に間接に懇親の實効を助くるものなれば今後の方針を定むるに當て我輩と同感ならんと竊に冀望に堪へざる所なり

或は云ふ政黨の効用は議員撰擧以前にあらずして寧ろ撰擧以後にあるものなり今政黨の分子たる地方團體の撰擧以後に於ける政治的運動をして却て以前に劣る所あらしめんと主張するは必竟政黨の何物たるを解せざるの誤なり杯と評するものあらん歟なれども全國無數の政黨員が悉く專門政治家の擧動に倣ふて奔々するの不可なるは固より申す迄もなく唯隱然の裡に公明なる輿論の勢力を蓄へて以て議院を控制するの外なければ地方の團體が其方針を產業に移せばとて決して此控制力を失ふべきに非ず況んや產業の實利害に觸れて之を以て議院を控制するこそ却て其本色なるに於てをや萬一世間の多數が斯る妄想を以て政黨を解釋するに於ては我輩は殘念ながら斷然彼の團體を解散すべしと云ふの外なきのみ

官報

○大藏省令第三十一號

間接國稅犯則者處分法施行細則左ノ通相定ム

明治廿三年十一月十日　大藏大臣伯爵松方正義

間接國稅犯則者處分法施行細則

第一條　間接國稅犯則者ノ處分ハ其犯則發覺ノ地ノ間稅官署ニ於テ之ヲ爲スヘシ但犯則ノ地ト犯則發覺ノ地ト其管轄官署ヲ異ニシ犯則ノ地ニ於テ處分スルヲ便宜ナリトスルトキハ之ヲ犯則ノ地ヲ管轄スル間稅署又ハ分署ニ移スヘシ

第二條　數箇ノ間稅官署ノ管轄區域內ニ於テ同一ノ犯則ヲ爲シタルモノアルトキハ最初ニ之ヲ發覺シタル地ノ間稅官署ニ於テ之ヲ處分スヘシ

第三條　一稅則ニ付數罪俱發シタル場合ニ於テ其數罪中一箇ノ罪若シ間稅署ノ所分權限ニ屬スルトキハ其他ノ罪モ間稅署ニ於テ併セテ之ヲ處分スヘシ

第四條　間稅官吏犯則事件ノ證憑集取ヲ爲スニ際シ若クハ間稅署長又ハ分署長ニ於テ犯則事件ヲ調査スルニ當リ其事件ニ牽連スル他ノ普通犯罪ヲ發覺シタルトキハ其普通犯罪ハ管轄裁判所ニ告發シ其犯則事件ハ刑法第一編第七章ノ數罪俱發ノ例ヲ用ヰルモノヲ除ク外處分法ノ定ムル所ニ從ヒ處分ヲ爲スヘシ

第五條　處分法第十一條第二項ノ合計價額ハ法律ニ於テ罰金ノ額ヲ一定セサルモノハ其罰金ノ最多額ヲ以テ之ヲ算シ沒收品ノ價額ハ間稅官吏ノ見積リ價額ヲ以テ之ヲ算スヘシ

第六條　間稅官吏ハ處分請求書ヲ差出シタル後ト雖モ若シ事實參考トナルヘキ事物ヲ發見シタルトキハ直チニ之ヲ間稅署長又ハ分署長ニ差出スヘシ

第七條　間稅官吏ハ犯則物件ニ付鑑定人ヲ必要ナリト思料シタルトキハ相當ノ者ヲシテ鑑定ヲ爲サシメ其鑑定書ヲ徵スヘシ

第八條　間稅官吏犯則事件ノ搜査ニ著手シタルトキハ該事件罪トナラス若クハ證憑不充分ナリト思料シ處分請求ヲ爲サヽル場合ト雖モ其取調書類ニ意見ヲ附シ直チニ之ヲ間稅分署長ニ差出スヘシ

第九條　犯則處分ニ關シ間稅官吏ヨリ間稅署長ニ差出スヘキ書類ハ所屬分署長ヲ經由スヘシ

第十條　間稅署長又ハ分署長ハ處分法第十一條ニ據リ犯則事件ヲ調査スルニ當リ事實參考ト爲ルヘキ事物ヲ發見シタルトキハ間稅官吏ヲシテ之ヲ集取セシムヘシ

第十一條　間稅署長又ハ分署長ハ處分法第十一條ニ據リ犯則事件ヲ調査スルモ犯則ノ心證ヲ得サルトキハ處分請求書ヲ棄却シ差押物件ハ之ヲ本人ニ還付スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ處分請求書ヲ棄却シタル旨ノ通告書ヲ作リ之ヲ本人ニ送達スヘシ

第十二條　第十一條ニ據リ處分請求書ヲ棄却シタルトキハ處分法第十六條ノ費用ハ之ヲ徵收セサルモノトス

第十三條　間稅署長又ハ分署長ハ犯則者ニ於テ處分通告ノ旨ヲ履行セサルニ依リ管轄裁判所ニ該事件ヲ告發スルトキハ同時ニ處分法第十六條ノ費用ヲ裁判所ニ訴求スヘシ

第十四條　處分法第十一條ノ沒收ニ該ル物品ニシテ市町村吏員又ハ隣佑若クハ本人ニ預ケタルモノハ保管ノ儘納付ノ手續ヲ爲サシムヘシ

第十五條　間稅署長又ハ分署長ニ於テ沒收品ヲ領收シタルトキハ之ヲ主管官吏ニ引繼クヘシ

第十六條　處分法第十一條ノ罰金其他ノ收入金ハ會計法規ノ定ムル所ニ依リ之ヲ處理スヘシ

第十七條　處分法第十二條ニ掲ル七日ノ期限ハ通告書ヲ受取ルヘキ者ニ於テ之ヲ受取リタル翌日ヨリ起算スヘシ

第十八條　間稅署長又ハ分署長ヨリ發スル通告書ハ便宜ニ依リ犯則者所在地ノ分署ニ郵送シ該分署ヨリ使丁ヲ以テ之ヲ本人ニ送達スルコトヲ得但本人ノ領收證ハ即日之ヲ通告書ヲ發シタル間稅官署ニ發送スヘシ

第十九條　間稅署長又ハ分署長ハ犯則者若シ其管轄區域外ニ在ルトキハ處分法第十一條ノ通告ヲ爲スニ當リ其納付スヘキ金額物件ハ犯則者所在地ノ管轄間稅分署ニ納付スヘキ旨ヲ通告スヘシ

間稅署長ニ於テ各分署管轄內ニ在ル犯則者ニ通告ヲ爲ス場合モ亦同シ

第二十條　間稅署長又ハ分署長ハ前條ノ通告ヲ爲シタルトキハ該通告書ノ謄本ヲ犯則者所在地ノ間稅分署長ニ送付シ其金額物件ノ徵收方ヲ同署ニ移スヘシ

前項ノ場合ニ於テ犯則者期限內ニ通告ノ旨ヲ履行セサルトキハ之ヲ通告ヲ發シタル間稅官署ニ報告スヘシ

第二十一條　處分法第四條ノ親族ト稱スルハ刑法第百十四條第百十五條ノ例ニ依ルヘシ

第二十二條　凡ソ犯則處分ニ關スル書類ニハ每葉ニ契印スヘシ若シ文字ヲ挿入削除若クハ欄外ニ記入シタルトキハ之ニ認印スヘシ但シ削除シタルモノハ其字體ヲ存シ置キ其字數ヲ記載スヘシ

第二十三條　間稅分署長ハ其管轄內ニ於テ處置シタル犯則事件ノ處分表ヲ調製シ每月五日限管轄間稅署長ニ報告スヘシ

第二十四條　處分法第一條第三項ノ間稅官吏タルノ證票同第十一條ノ通告書同第十二條ノ領收證施行細則第二十三條ノ犯則事件處分表ハ第一號ヨリ第四號マテノ樣式ニ依リ之ヲ調製スヘシ

（以下書式略ス）

○陸軍省令第三十號

明治二十二年（九月）陸軍省令第十三號ヲ廢シ更ニ屯田兵召募規則左ノ通定ム

明治二十三年十一月十日　陸軍大臣伯爵大山巖

屯田兵召募規則

第一條　屯田兵ハ各府縣ノ志願者中召募檢査ニ合格シタル者ヲ採用ス

第二條　屯田兵召募檢査ハ每年召募官ヲ各召募區ニ派遣シテ之ヲ行フ

第三條　屯田兵召募官ハ陸軍將校ヲ以テ之ニ充テ醫官其他若干ノ屬員ヲ附ス

第四條　屯田兵召募區及召募人員ハ左表ニ據ル

第五條　屯田兵志願者ハ召募ニ應ス可キ年ノ前年十月三十一日迄ニ第一書式ノ願書ニ第二第三書式ノ履歷書戶籍明細書ヲ添ヘ府縣廳ニ差出ス可シ

第六條　府縣廳ニ於テ願書ヲ受領シタルトキハ之ヲ審査シ更ニ第四書式ノ進達簿ヲ製シ召募ノ前年十一月三十日迄ニ其總ヲ發シ屯田兵司令部ニ送付ス可シ但願書等ハ取纏メ置キ召募官到著ノトキ該官ニ交付ス可シ

第七條　屯田兵召募官ハ府縣知事ニ協議シ郡市役所又ハ町村役場等ヘ志願者ヲ召集シ檢査ヲ行ヒ合格者中ヨリ撰拔シ所要人員ヲ採用ス可シ

第八條　屯田兵ニ採用ス可キ者ノ資格ハ左ノ如シ

年齡　滿十七年以上二十五年以下

但豫備後備ノ各兵科下士上等兵ハ滿三十年以下

身長　五尺以上

但二十年未滿ニシテ發育ノ見込アル者ハ四尺九寸以上

體質　强健ニシテ兵農ノ動作ニ堪ユル者

第九條　前條ニ適スル者ト雖モ左ノ事項ニ該ル者ハ採用セス

陸海軍現役兵豫備兵後備兵

家族ナキ者

身代限ノ處分ヲ受ケ負債ノ辨償ヲ終ヘサル者及家資分散若クハ破產ノ宣告ヲ受ケ未タ復權ヲ得サル者

禁錮ノ刑ニ處セラレタル者

第十條　屯田兵身體檢査ノ方法ハ陸軍志願兵身體檢査規則ニ依ル

第十一條　召募檢査ニ合格ノ者ハ第五書式ニ依リ家族（滿年以上ノ者）ト